

安芸太田町病院事業 医療情報システム更新業務 プロポーザル実施要領

1 業務名

安芸太田町病院事業 医療情報システム更新業務

2 プロポーザルの目的

安芸太田病院・安芸太田戸河内診療所(以下「当院」という)は、医療安全と質向上、患者サービスと業務効率向上、および健全経営を図るため、平成 29 年 11 月に医療情報システムの更新稼働を行っている。

本事業は令和 8 年 2 月に稼働する次期システムに係る情報システム系サーバ等機器、パッケージソフトウェア等を調達するものであり、機器等の設置・調整および部門システム連携や医療機器等の接続等、病院運営に必要となる医療情報システムの構築および円滑な稼働の確保を目的とするものである。

3 業務内容

医療情報システムの構築及び構築のために必要な導入支援作業

4 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日

5 提案上限金額

提案上限額： 330,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

6 スケジュール

(1) 質問受付期限	令和 7 年 6 月 20 日（金）
(2) 質問回答	令和 7 年 6 月 27 日（金）
(3) プロポーザル参加申込期限	令和 7 年 7 月 4 日（金）
(4) 提案書の提出期限	令和 7 年 7 月 11 日（金）
(5) プレゼンテーションの実施	令和 7 年 7 月 22 日（火）
(6) 審査結果通知（優先交渉権者の決定）	令和 7 年 7 月 25 日（金）
(7) 契約締結	令和 7 年 7 月下旬

7 参加資格

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する事業者でないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した場合、裁判所から更生手続き開始決定がされている事業者であること。
- (3) 当該業務の公示の日から契約までの間のいずれの日においても、広島県又は安芸太田町の指名除外措置又は下請制限措置の対象となっていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条または第 4 条の規定に基づき、広島県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人、その他使用人

又は入札代理人として使用していないこと。

(5) 本公募開始日において、国税及び地方税を滞納していないこと。

(6) 広島県下にサポート拠点があること。

8 質問受付

(1) 受付期限：令和7年6月20日（金）午後4時まで（必着）

(2) 質問方法：【様式1】質問書に本プロポーザルに関する質問事項を記載のうえ、電子メールで送付すること。

※電話又は口頭による質問は受け付けない。

※本要項を補完する内容とするため、全ての質問について回答できるとは限らない。

(3) 提出先

安芸太田病院 事務室企画情報課

メール：system-m@akiota-hp.jp

(4) 質問回答期限：令和7年6月27日（金）午後4時まで

(5) 質問回答方法：質問者に対して電子メールにより回答する。

9 本プロポーザルへの参加方法

参加を希望し、参加資格を満たす者は次の通り書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 【様式2】プロポーザル参加申込書

イ 【様式3】会社概要書

(2) 提出期限

令和7年7月4日（金）午後4時まで（必着）

(3) 提出方法

持参または郵送等とする。

持参の場合は、平日9時から午後4時までとする。郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに到着したものに限り。

(4) 提出先

〒731-3622 広島県山県郡安芸太田町大字下殿河内 236 番地

安芸太田病院 事務室企画情報課（安芸太田病院1階）

担当：山根

TEL：0826-22-2299

10 確認通知

提出書類（前記9項（1））を確認し、参加資格確認結果通知書により、できるだけすみやかに電子メールにて通知（通知を受けた者は以下「プロポーザル参加者」という）する。

※提出された書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。

11 提案書等の作成要領

企画提案書等は以下に示す提案内容を説明する書類とする。指定のない場合は、使用する用紙はA4サイズとする。

(1) 提出書類

名称	要件	提出部数
企画提案書	12 項 企画提案書の作成方法参照	紙媒体 8 部／電子媒体 1 部
技術回答書	様式 4 に基づき作成	紙媒体 1 部／電子媒体 1 部
見積書	様式 5 に基づき作成	紙媒体 8 部／電子媒体 1 部
見積内訳書	様式 6 に基づき作成	紙媒体 8 部／電子媒体 1 部

(2) 提出期限

令和7年7月11日（金）午後4時まで（必着）

(3) 提出方法

持参または郵送等とする。

持参の場合は、平日9時から午後4時までとする。

郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに到着したものに限る。

(4) 提出先

〒731-3622 広島県山県郡安芸太田町大字下殿河内 236 番地

安芸太田病院 事務室企画情報課（安芸太田病院 1 階）

担当：山根

TEL：0826-22-2299

(5) 提出にあたっての留意点

提出資料は、上記部数を印刷・製本（簡易的なもので可）して提出すること。また、CD-R 等の媒体にて電子データでも提出をすること。

(6) 提案者が1事業者の場合は、再公告を行う。

12 企画提案書の作成方法

(1) 提出する企画提案書には、(3) 提案依頼項目の事項を漏れなく順番通りに記載すること。提出後、記載内容に漏れがある場合、当院が確認したい事項と提案書の内容に著しい差異がある場合は、当院から提出資料の追加をお願いすることがある。

(2) IT スキルに長けているものでなくても審査が可能であるように、平易な言葉を用いて記載すること。

(3) 提案依頼項目

項番	内容
システムについて	
1-1	次期システムの導入コンセプト
1-2	提案範囲（システム構成図、導入機器一覧、機能一覧など）
1-3	データ移行の実施内容や過去データの取扱い方法

プロジェクト管理について	
2-1	プロジェクト体制
2-2	導入スケジュール
ソフトウェアについて	
3-1	安芸太田病院と安芸太田戸河内診療所を 1 システム（患者 ID 統合、電子カルテ共通化など）で稼働するための提案
3-2	安芸太田病院と安芸太田戸河内診療所を 1 システムに統合した際のメリット
3-3	院外からの電子カルテ閲覧及びカルテ記載手法
3-4	医療と介護（介護医療院、訪問看護、訪問リハビリ、居宅など）の連携及び閲覧方法
3-5	業務効率向上のための機能提案
ハードウェアについて	
4-1	サーバ機器集約（仮想化対応など）についての提案
運用支援について	
5-1	システム導入時の操作研修方法（スケジュールや手法など）の提案
5-2	システム稼働後のサポート（対応窓口、一次回答のレスポンス、リモートメンテナンス体制、法制度改定対応、定期訪問対応での課題管理など）の提案
5-3	電子カルテ管理業務の負担軽減の提案
5-4	外来患者の受付業務を軽減するための、システム提案もしくは運用提案 ※当院職員を介さずに、来院患者自身がセルフで受付をできる運用を期待している
統計業務について	
6-1	入院基本料の施設基準の管理方法（月途中での過不足集計）についての提案
6-2	診療情報管理室、各部署のデータ集計の提案
6-3	電子カルテを活用した医薬品（診療材料）の在庫管理の運用提案
医療 DX について	
7-1	電子カルテ情報共有サービス等に対する取組及び当院への対応について
7-2	morica カード（morica アプリ）を活用した患者 ID 等の安芸太田町との連携提案

13 技術回答書の作成方法

- (1) 技術仕様に対する実現度を評価する。各技術仕様に対する実現可否を【様式4】技術回答書の回答欄及びコメント欄に記載すること。回答欄には、下表の回答内容から該当するものを1つ選択しその記号を記入すること。

選択肢	評価基準	配点
○	提案見積価格内の標準機能、カスタマイズまたは代替え案で対応可能	2
△	提案見積価格より追加費用にてカスタマイズ対応可能 ※コメント欄に具体的なカスタマイズ内容を記載すること	1
×	対応不可	0

- (2) 技術回答書は次の通り調整すること。

- ア 用紙はA4横書、上綴じ、両面印刷（長辺とじ）とし、システムごとに見出しをつけること。
イ 技術仕様項目の文言の修正、行の挿入、削除は禁止する。

14 見積書の作成方法

- (1) 金額は消費税及び地方消費税を含み、アラビア数字で正確に記入すること。
(2) システム更新に係る費用及び関連する業務の履行に要する費用を、【様式5】見積書に記載すること。
(3) 【様式5】見積書に関する内訳書及び保守費用について【様式6】見積内訳書に記入すること。
(4) 保守については今回の契約とは別に契約を結ぶこととし、各年度の契約額は、今回提示される保守費用の見積金額を超えない範囲とする。
(5) 保守開始月は2026年4月開始を想定している。

15 プレゼンテーションの実施要領

- (1) プロポーザル参加者により提出された企画提案書を用いてプレゼンテーションを実施する。当院が要求した場合を除き追加資料の配布は禁止とする。
(2) プレゼンテーションは約90分（説明60分、質疑30分）を予定し、順次個別に行う。時間については変更する場合がある。
(3) プレゼンテーション出席者は、1事業者5名（業務受託時にプロジェクトマネージャーとして配置される者を必ず1名含むものとする）までの参加とする。
(4) パソコンを使用しモニタ等に投影する場合は事前に連絡すること。
(5) プレゼンテーション開催日時、開催場所等詳細については別途プロポーザル参加者に通知する。

16 審査結果の通知

審査結果は、令和7年7月25日（金）頃に優先交渉権者及び次点候補者を決定し、提案者に対して書面にて通知する。なお、結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

17 契約交渉における注意事項

- (1) 参加希望時に記載したプロジェクトマネージャーは、原則として変更できないものとする。

- (2) 提案書に記載した履行体制は、原則として変更できないものとする。
- (3) 発注者は契約時に、仕様書等契約に必要な書類の作成を求めることができるものとする。
- (4) 契約締結の交渉にあたっては、企画提案書の内容について調整し、必要に応じてその内容を変更する場合がある。
- (5) 上記交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。

18 プロポーザル参加申込書・提案書の取り扱い

- (1) 提出後は返却しない。
- (2) 著作権はそれぞれの提出者に帰属する。ただし、契約締結事業者の提案書に係る書類の著作権は、安芸太田病院に帰属するものとする。
- (3) 原則として非公開とするが、公平性及び透明性の確保のため必要が生じたときは公表する場合がある。

19 留意事項

- (1) 本プロポーザルに関わる一切の費用については、各書類提出者の負担とする。
- (2) 次に該当した場合は、プロポーザル参加申込書及び提案書を無効とするとともに、指名除外措置を行うことがある。
 - ア プロポーザル参加申込書又は提案書に虚偽の記載をした場合
 - イ この公告に定める各事項に違反した場合
 - ウ その他不正又は不誠実な行為があった場合